

第4 渡り廊下で接続されている場合の取 り扱い

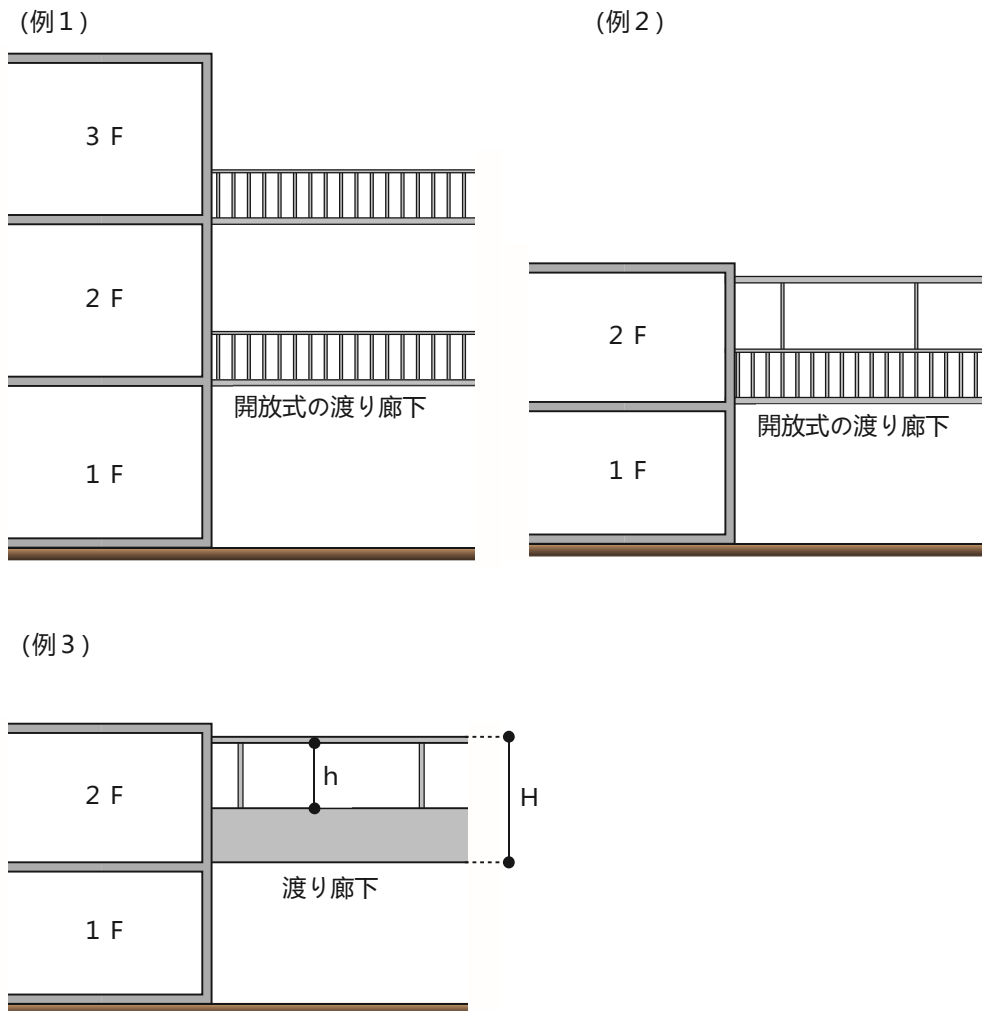
建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下その他これらに類するもの（以下「渡り廊下」という。同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、次の2から6までに適合している場合、別棟として取り扱うことができる。

1 この項において、「吹き抜け等の開放式の渡り廊下」とは、次のいずれかに適合するものであること。（第4-1図参照）

(1) 廊下の両側の上部が、天井高の2分の1以上又は1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの

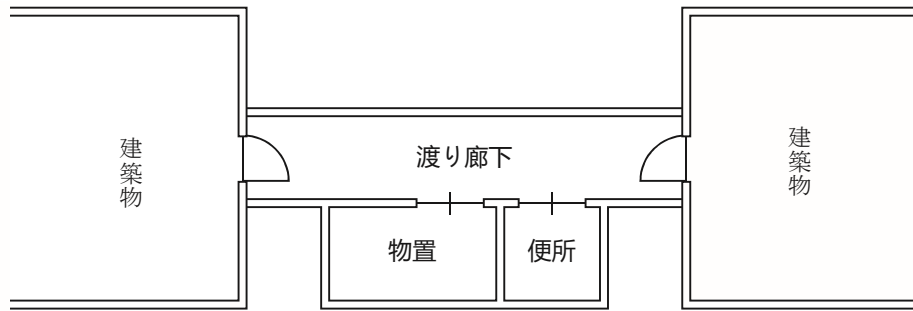
(2) 廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効にさえぎる構造で天井面から50cm以上下方に突出したたれ壁を設けたもの



開放された部分 (h) $h \geq 1/2H$ 又は 1m以上

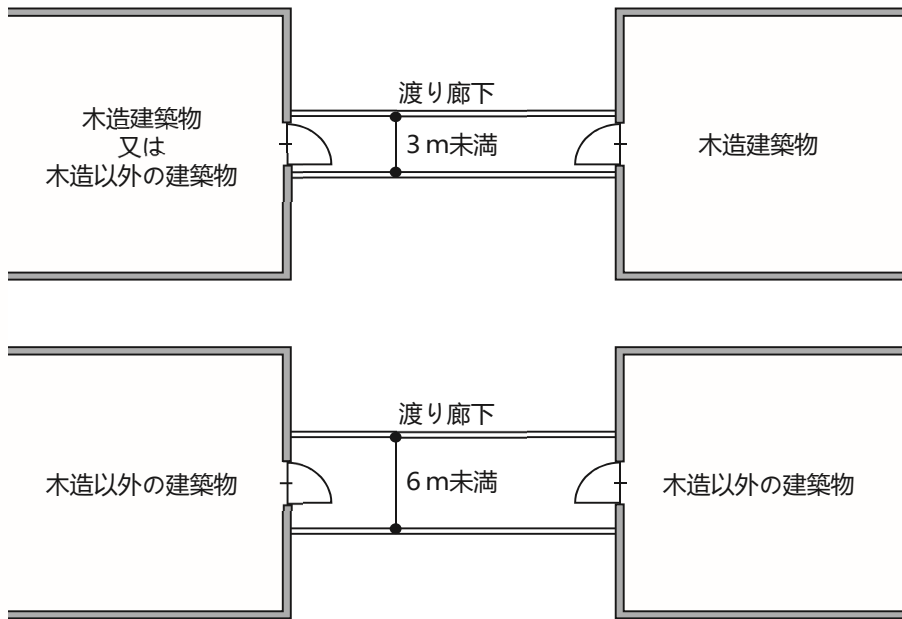
- 2 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。

したがって、第4-2図の場合は、別棟の取り扱いは認められないこと。



第4 - 2 図

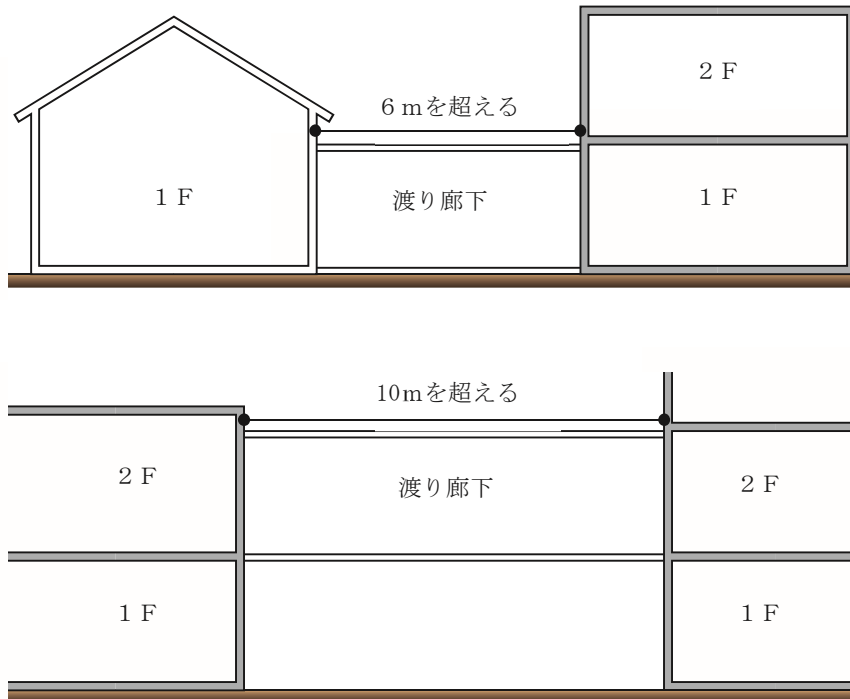
- 3 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。(第4-3図参照)



第4-3図

- 4 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。

(第4-4図参照)

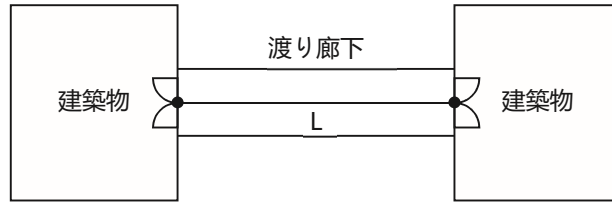


第4-4図

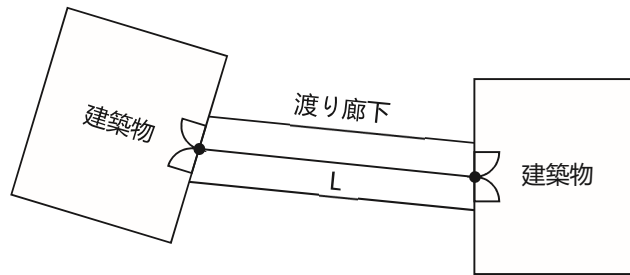
なお、この場合の建築物相互間の距離（L）は、次によること。

- (1) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離は、渡り廊下上における最短の歩行距離（開口部から開口部まで）とすること。（第4-5図参照）

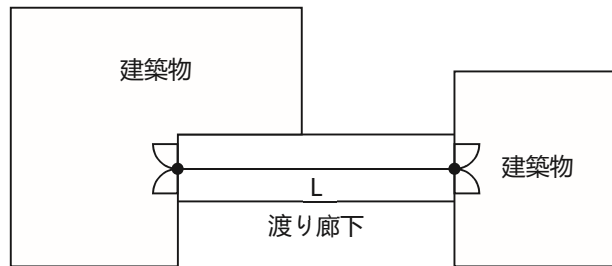
(例1)



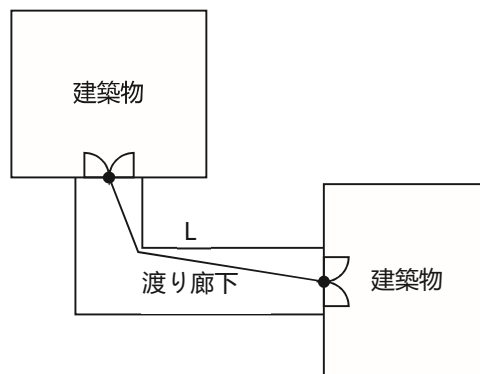
(例2)



(例3)

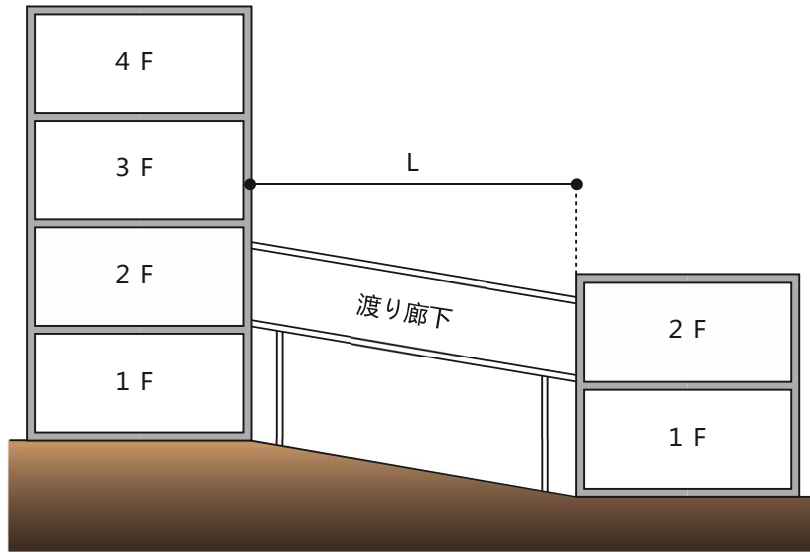


(例4)



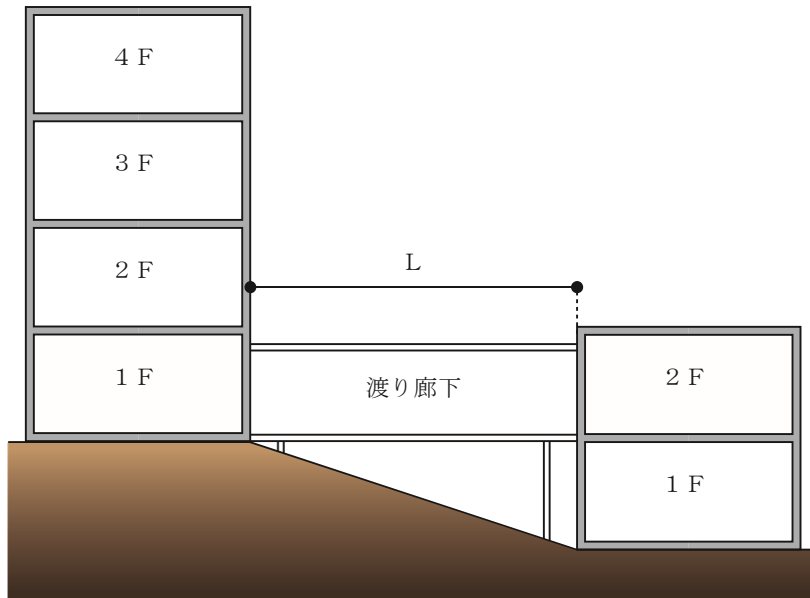
第4-5図

- (2) 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離によること。(第4-6図参照)



第4 - 6 図

- (3) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。(第4-7図参照)



2階以上で接続される建築物相互間の距離として取り扱うこと。(10mを超える距離)

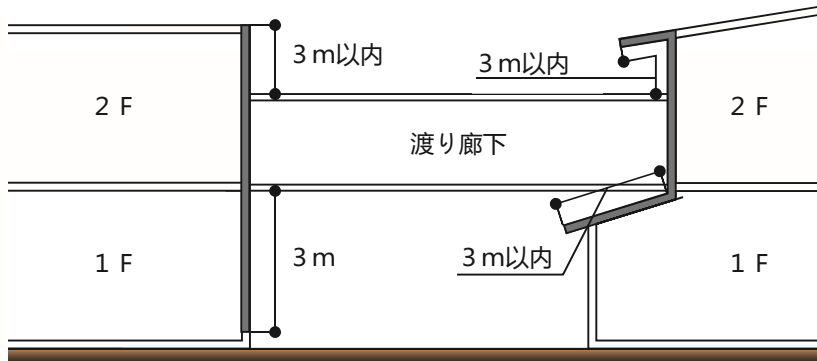
第4 - 7 図

5 前4に適合しないものであっても、次の(1)から(3)までに適合する場合は、4と同等の取り扱いができるものであること。

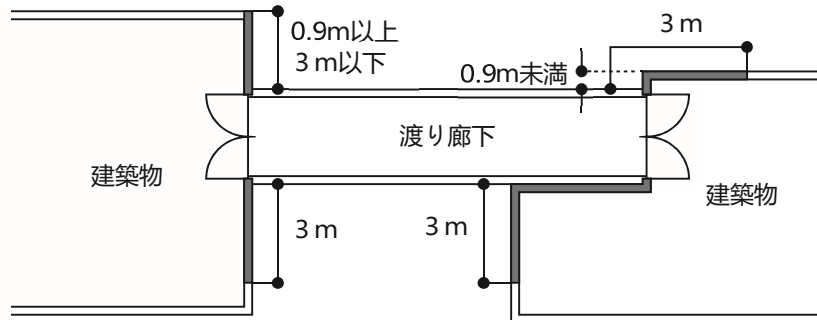
(1) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の(2)において同じ。）については、次のア又はイによること。

なお、渡り廊下の接続部分からの3m以内の範囲は、原則として、建築物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする（渡り廊下の接続部分から幅90cm以上の距離を有している場合に限る。）。（第4－8図参照）

(断面図)

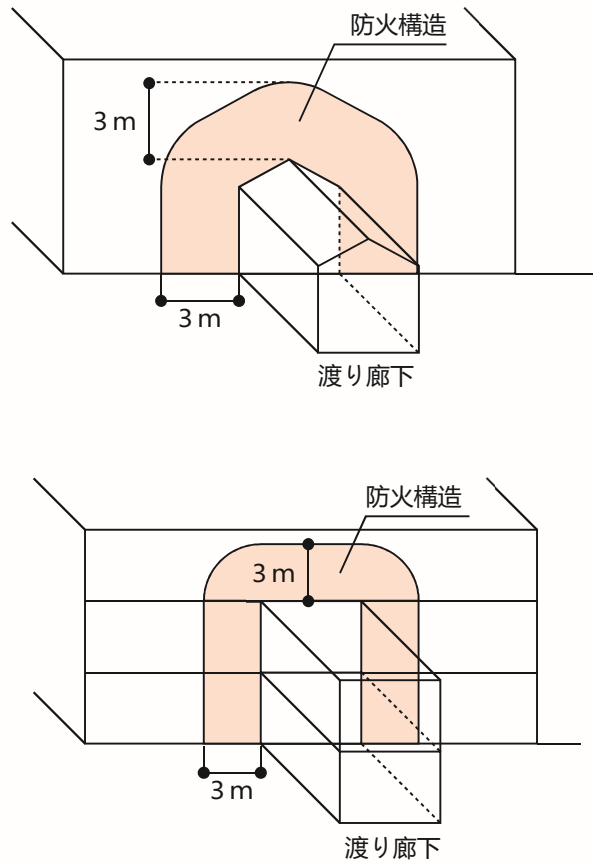


(平面図)



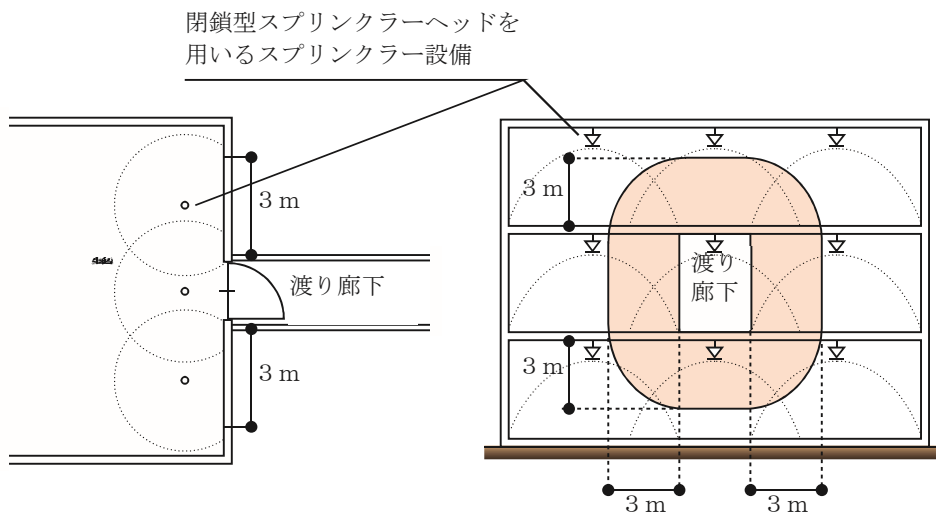
第4 - 8図

ア 建築物の外壁は防火構造、屋根にあっては準耐火構造で造られていること。(第4-9図参照)



第4-9図

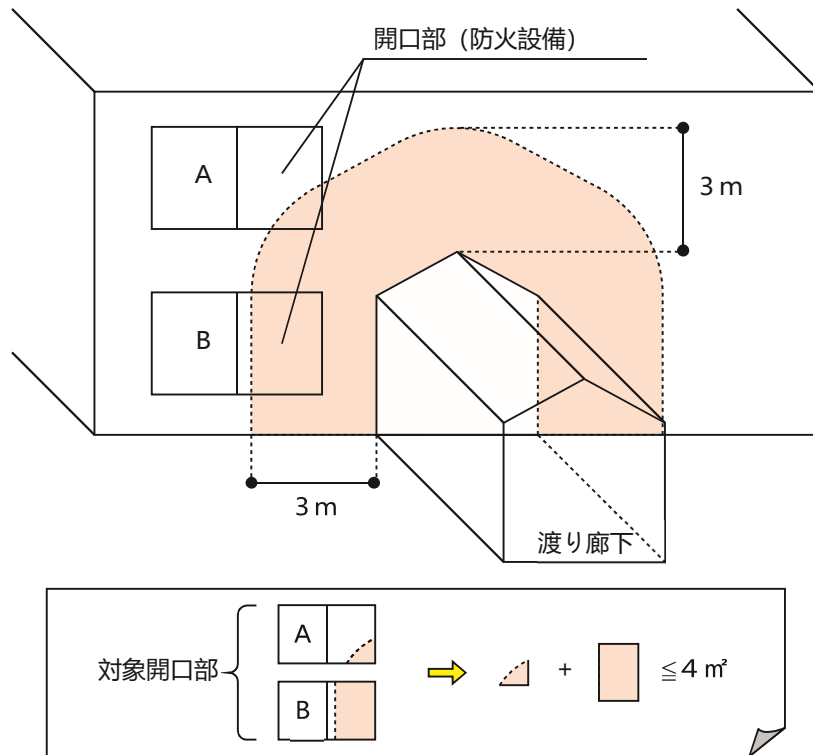
イ ア以外のものについては、防火構造の扉その他これらに類するもの、又は政令第12条第2項の基準の例により設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。(第4-10図参照)



第4-10図

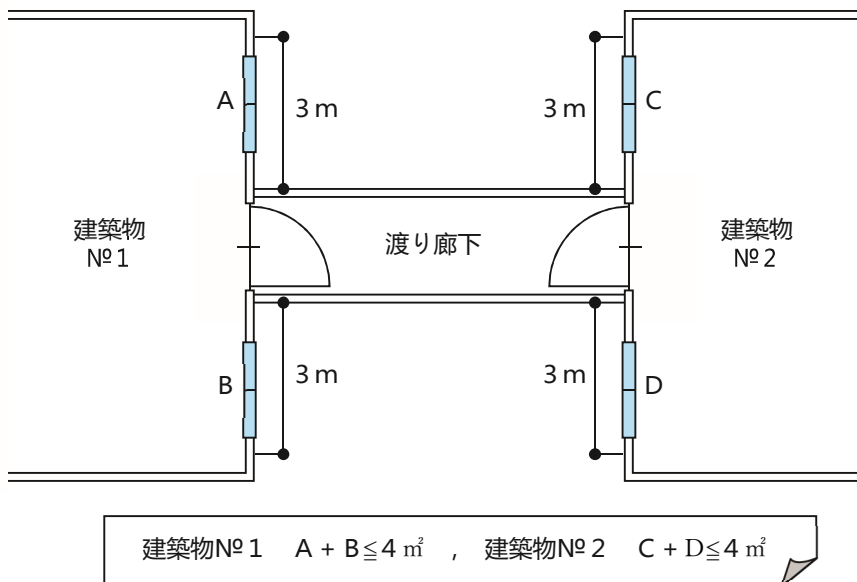
(2) 前アの外壁及び屋根には、開口部を有しないこと。

ただし、面積4㎡以内の開口部で防火設備が設けられている場合（建築物相互間の距離が3m以上で、準不燃材料で造られた渡り廊下を除く。）にあっては、この限りでない。（第4-11図参照）



第4 - 11 図

面積4㎡以内の開口部とは、第4-12図のように建築物No.1と建築物No.2が接続する場合、各々側の開口部面積の合計が4㎡以下のものをいうものであること。



第4 - 12 図

(3) 渡り廊下については、次のア又はイによること。

ア 吹き抜け等の開放式の渡り廊下であること。

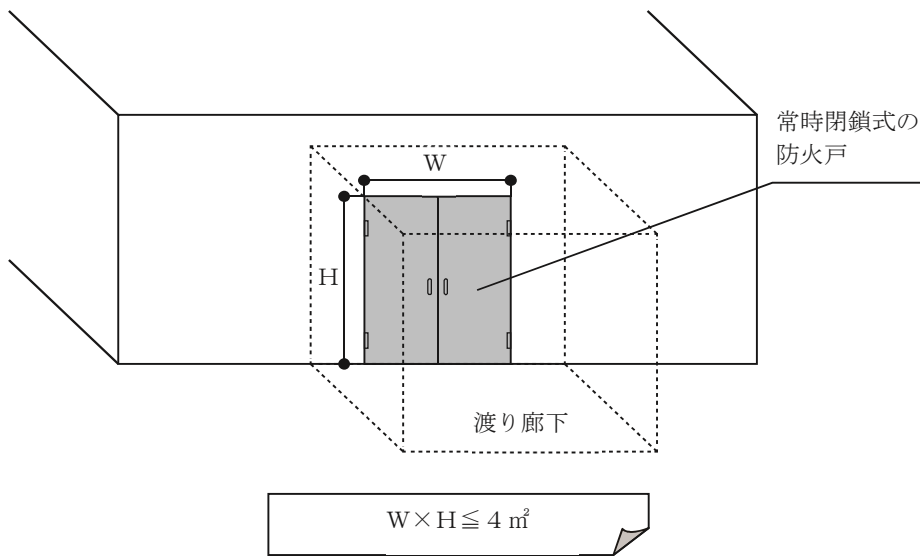
イ ア以外のものについては、次のアからウまでに適合するものであること。

(ア) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

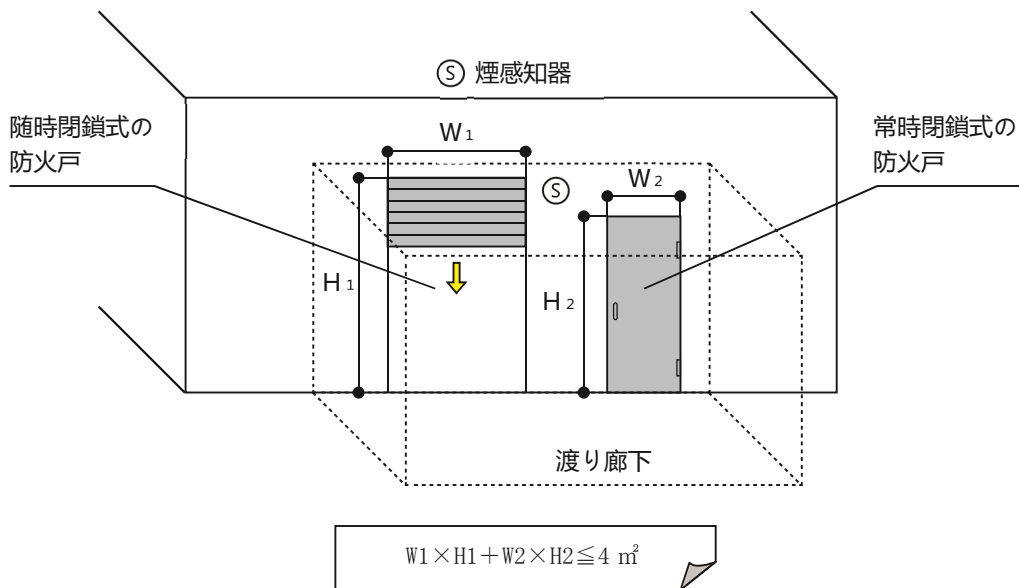
(イ) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも4㎡以下であり、当該部分には防火戸で、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものが設けられていること。

(第4-13図参照)

(常時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例)



(随時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例)



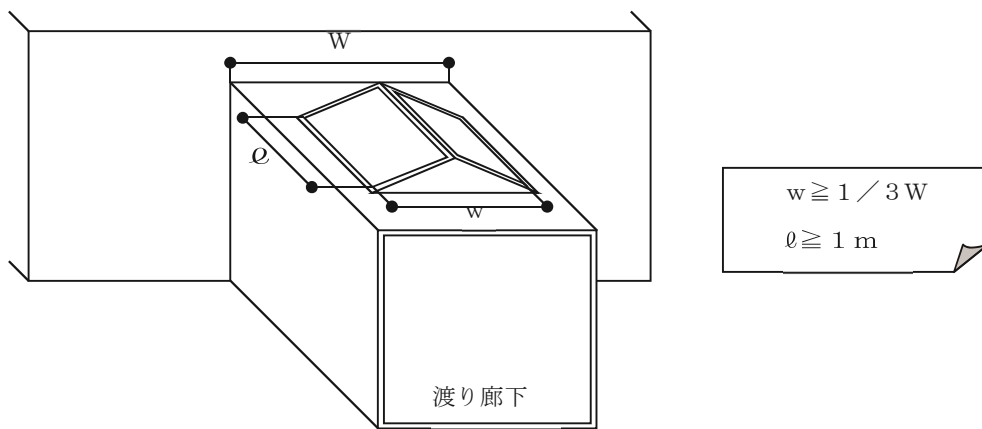
第4-13図

- (ウ) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。

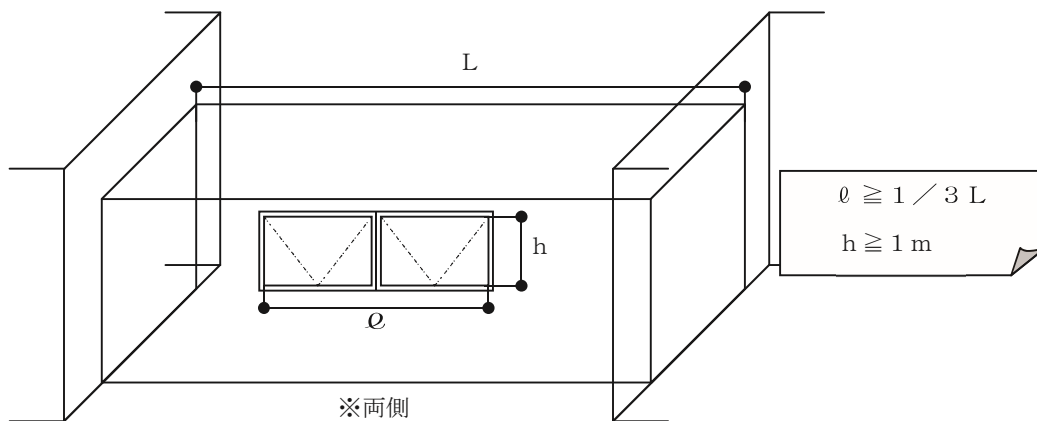
ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

- a 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1㎡以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。(第4-14図参照)

(渡り廊下の屋根又は天井に設けるもの)



(渡り廊下の外壁に設けるもの)



第4 - 14 図

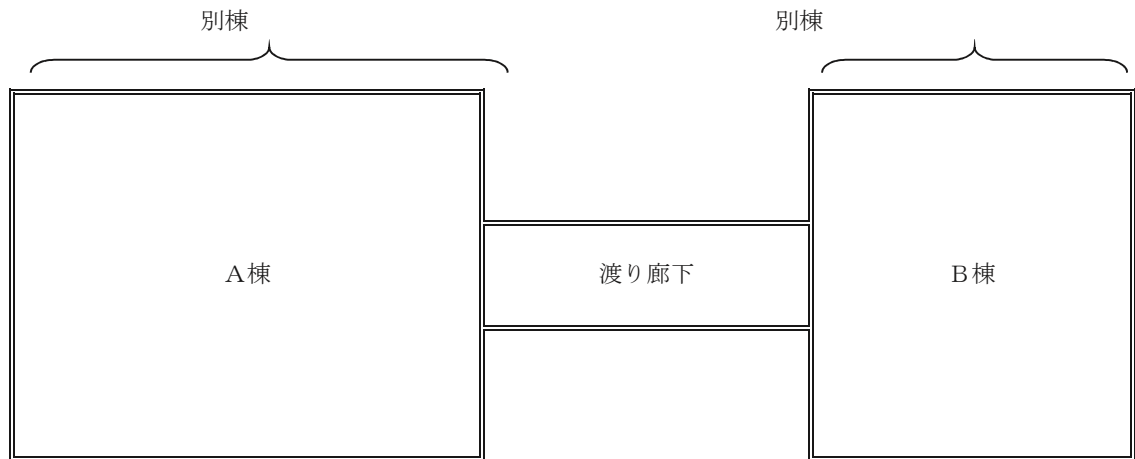
- b 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排出することができるものであり、電気で作動するものにあつては非常電源が付置されていること。
- c 自然排煙口及び機械排煙設備の構造については、建基令第126条の3の規定を準用すること。

6 消防用設備等の設置単位

別棟としてみなされる場合の消防用設備等の設置単位は、次によること。

- (1) 第4-15図に示すとおり、A棟及びB棟が別棟とみなされる場合は、A棟及びB棟の延べ面積に応じて渡り廊下部分の床面積を按分して合算すること。

また、A棟及びB棟が1棟になる場合の延べ面積は、当該A棟及びB棟の床面積の合計並びに渡り廊下の部分の床面積を合算して取り扱うこと。



区分	延べ面積	渡り廊下をA棟及びB棟で按分	渡り廊下を按分して合算した延べ面積
A棟	1,000 m ²	$1,000 \text{ m}^2 \div 1,500 \text{ m}^2 \approx 0.67$	$1,000 \text{ m}^2 + (20 \text{ m}^2 \times 0.67) = 1,013.4 \text{ m}^2$
B棟	500 m ²	$500 \text{ m}^2 \div 1,500 \text{ m}^2 \approx 0.33$	$500 \text{ m}^2 + (20 \text{ m}^2 \times 0.33) = 506.6 \text{ m}^2$
渡り廊下	20 m ²		

A棟 延べ面積：1,013.4 m²
 B棟 延べ面積： 506.6 m²

第4 - 15 図

- (2) 渡り廊下部分の消防用設備等の設置については、原則として、延べ面積の大なる防火対象物に設置される消防用設備等を設置すること。

ただし、渡り廊下及びそれぞれの棟の用途、位置、構造又は設備の状況から判断し、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合、これによらないことができる。

